

和歌山県

幼児教育推進計画

令和5年4月
一部改訂（第1章、第2章）

第 1 章 幼児教育推進計画策定に当たって 1

1 幼児教育推進計画策定に当たって	2
(1) はじめに	2
(2) 国の動向	2
(3) 本県の取組	3
(4) 策定の趣旨	4
(5) 本県がめざす幼児教育の方針と子供像	4
(6) 本県がめざす「育てたい具体的な子供の姿」	5
(7) 計画の柱と指標	6
(8) 推進計画の実施期間	7

第 2 章 和歌山県の幼児教育の現状、課題とその対応 8

1 幼稚園・保育所・認定こども園の施設について	9
2 遊びを通した総合的な指導について	10
3 幼小連携・接続について	10
(1) 市町村における幼小連携・接続について	10
(2) 架け橋期のカリキュラムについて	12
(3) 就学に当たっての子供の育ちの引継ぎについて	13
(4) 特別な支援が必要な子供の教育・保育について	13
4 保育者の研修について	14

第 1 章

幼児教育推進計画策定に当たって

① 幼児教育推進計画策定に当たって

(1) はじめに

少子・高齢化等、家庭や地域を取り巻く環境の変化、さらに情報化やグローバル化など、社会の変化が予測不可能な中、未来に生きる子供たちが、主体的に学び続け、自分なりに試行錯誤し、多様な他者と協働しながら、創造的に生きていくために必要な資質・能力を身に付けることが求められています。

また、諸外国の研究において、自己肯定感や忍耐力、社会性といった学力では測れない内面の力（非認知能力）を、幼児期の教育で身に付けることが、その後の学力や運動能力に影響を与えることや、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるといったことが発表されています。

このようなことから、幼稚園や保育所、認定こども園の園種や設置主体の違いに関わらず、全ての子供が健やかに成長するよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。

(2) 国の動向

平成18年に「教育基本法」が改正され、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」ことが明記され、国及び地方公共団体は、その振興に努めるべきと規定されました。また、平成19年に「学校教育法」が改正され、幼児期における教育の重要性が示されました。

平成27年には、「子ども・子育て支援新制度」が実施され、全ての子供が健やかに成長するよう、各園・所において質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供する観点から、教育委員会が積極的に関わることが求められました。

平成29年3月には、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下、「教育要領等」という。）の改訂（定）告示が同時に公示され、平成30年度から実施されています。今回の改訂（定）では、保育所が「幼児教育施設」として位置付けられ、3歳からの教育内容の整合性が図られました。これは、全ての園・所において、子供の実態や地域の実情を生かしつつ、一定幼児教育の内容や質を担保していこうというものです。

また、各園・所において重視することとして、①幼児教育を基本として、「環境を通して行う」こと ②生きる力の基礎を育むため、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つ資質・能力を育むこと ③「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識して、計画・評価すること ④幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ることが示されました。

以上のことを踏まえ、本県でも、遊びを通した総合的な指導の中で、これからの時代に必要な資質・能力を一体的に育むため、各園・所で質の高い教育・保育が展開されるよう、取組を進めていく必要があります。

(3) 本県の取組

本県では、これまで幼児期の教育・保育の向上に向けた取組として、主に幼稚園・保育所・認定こども園の関係職員を対象とした合同研修及び指導主事による園・所訪問を行ってきました。合同研修については、公・私立の幼稚園・保育所等の職員を対象としており、一定の成果がありました。

しかしながら、保育所等の保育実践に対する助言等の機会は十分ではなく、幼児期本来の「遊びを通した総合的な指導」を重視した保育については、園・所により幼児教育の内容や指導方法に差異があることが伺えました。

また、幼児教育と小学校教育の接続についても、互いに理解が十分ではなく円滑につながっているとは言えない状況です。

さらに、特別な支援が必要な子供への適切な援助、家庭や地域の教育力の低下等、様々な課題が浮き彫りになっています。

こうした中、園種や公・私立に関わらず、幼児期の教育・保育を一体的に推進し、幼児期の教育全体の質の向上を図ること、また、幼児教育と小学校教育との連携・円滑な接続を一層推進し、一貫した学びの充実を図る取組が必要とされています。

県教育委員会では、2023（令和5）年4月に、今後5年間の本県の教育の基本的方向として、「第4期和歌山県教育振興基本計画」を策定しました。その教育振興基本計画における幼児期の教育に関する方針は次のとおりです。

基本的方向1 成長の基盤となる資質・能力の獲得

1 幼児期における心身の調和ある発達

<めざす姿>

- ・発達の段階に応じた豊かな感性が育まれている。
- ・小学校以降の生活や学びにつながる力が育まれている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

- 1 幼児期における教育・保育の質の向上
- 2 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続

(4) 策定の趣旨

この教育振興基本計画を踏まえ、これからの和歌山県を担っていく子供たちが健やかに成長するよう、各園・所での保育の質の向上をはじめとして、幼児教育と小学校教育の相互理解と円滑な接続、家庭や地域との連携等、幼児期の教育全体の質の向上を図るため、今般、その具体的な内容を示した「和歌山県幼児教育推進計画」を策定することとしました。

(5) 本県がめざす幼児教育の方針と子供像

本計画策定時（平成31年度）において、本県では、「第3期和歌山県教育振興基本計画」で「未来を拓く『知・徳・体』をバランスよく備えた人づくり」を掲げ、幼児期から高等学校までの教育を通して「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の「知・徳・体」を備えた人材の育成に取り組んできました。

また、平成30年度の教育要領等の改訂（定）においても、これからの時代を生きるために必要な資質・能力の育成に向けて、幼児教育から高等学校教育まで同じ方向で子供を育てることが示されました。

心身の調和のとれた発達の基礎を一体的に育てていくために、幼児教育では、子供が夢中になり主体的な活動としての遊びを展開することが重要です。

そこで、めざす幼児教育の方針・めざす子供像を次のように設定しました。

◆めざす幼児教育の方針

幼児期の発達の特性に応じ、
子供が夢中になり主体的に遊ぶ体験を大切にする

◆めざす子供像

遊びを見つけ、遊びこむ中で、好奇心や探究心をもって、
人やものとかかわろうとする子供

「遊び」の中にこそ学びがあり、幼児期の子供は、友達や様々なものと関わり夢中になって遊ぶ中でたくさんのことを学んでいます。多様な活動を経験することによって、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培っています。また、小学校以降における教科の内容等について、実感を伴った理解につながる学びの基礎を育んでいきます。

このような幼児教育の特性を踏まえ、主体的な活動を促す適切な環境を構成し、一人一人のよさや可能性を見出し、その芽をのばす幼児教育が展開されることが重要です。

自分を表出し、様々なことに自ら関わり夢中になり遊びこむ体験とそれに対する保育者の励ましや賞賛は自信につながります。そして、一人一人が自分は認められている存在であると肯定的に受け止められることで自尊感情が育まれます。このように、幼児期にこそ自尊感情を育てておくことが重要で、このことが、将来、何事にも積極的に取り組む前向きさや多様な人々と協働できる資質・能力を有する人材の育成につながります。

（６）本県がめざす「育てたい具体的な子供の姿」

平成30年度の教育要領等の改訂（定）で重視することの一つとして、「幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ること」が示されています。幼児期の終わりには、共通の目的の実現に向けて、工夫したり協力したりして子供同士でやり遂げるなど、集団の一員としての自覚を育てる活動を重視することや、遊びや生活の中で見通しをもつこと、集団活動でのきまりを守ることなど、小学校での学びにつながる教育課程の編成・実施が必要になります。

しかし、子供の発達や学びがつながっているにも関わらず、幼児期の「遊びの中での学び」と児童期の「各教科等の授業を通じた学習」では、教育内容や指導方法が異なるため、小学校生活に向けて、幼児教育でどのような子供の姿をめざして保育を行うか、分かりにくい現状でした。

そこで、教育活動のつながりを見通し、幼児期から児童期への接続期の段差を滑らかにすることで、子供たちが自分の力を発揮しながら、自信をもって小学校にスムーズに移行できるようにと考え、小学校入学後の生活を支える基礎的な力として、めざす「育てたい具体的な子供の姿」を示すこととしました。

幼児教育では、遊びや生活の中で、この姿につながる体験が充実するようと考えます。

◆めざす「育てたい具体的な子供の姿」

- 不思議に思ったことや疑問に思ったことを尋ねたり、進んで調べたりする
- ひらがなや数の読み書きに、興味・関心をもって取り組む
- 見たり聞いたりして感動したことを、言葉や絵などで表現する
- 決められた時間内は、椅子に座ってしっかり話を聞く
- 順番など、集団活動でのきまりを守る
- 友達と助け合って、楽しく学校生活を送る
- 身近な動植物の世話をしたり、観察をしたりして、親しみをもち、生命を大切にする
- 自分の思ったことや困ったことを、友達や先生に相談したり、話したりする
- 自分の身近にいる学校内外の人々と、あいさつなどを通して関わる
- 持ち物の整理や着替えなど、自分のことは自分でする
- チャイムや時計を意識し、時間割にあわせて見通しをもって行動する
- 食事のマナーを守り、好き嫌いなく友達と楽しく食べる

2019（平成31）年4月「和歌山県幼児教育推進計画」

第3章 和歌山県の子供の育ちと「育てたい具体的な子供の姿」参照

(7) 計画の柱と指標

前述の幼児教育の方針や子供像の実現をめざし、幼児期の教育・保育の質の向上を図ること、また、幼児教育と小学校教育との円滑な連携・接続を図るため、次の4つの計画の柱をもとに、県、市町村（設置者）、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、家庭や地域が取り組む内容を具体的に示しました。その4つの柱にそって、引き続き取組を計画的に推進します。

◆計画の柱

1 保育者の資質及び専門性の向上

- ・効果的な研修を実施するとともに、幼児教育アドバイザーによる園・所指導訪問等を通して、保育者の資質及び専門性の向上を図ります。

2 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携・円滑な接続の推進

- ・幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携を促進するとともに、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育及び小学校教育の充実を図ります。

3 特別な支援を必要とする子供の援助・支援の充実

- ・「個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）」等の活用や関係機関との連携を促し、一人一人の子供の実態に応じたきめ細かな援助・支援につなげます。

4 家庭や地域社会との連携推進

- ・家庭や地域の教育力向上に向けた取組を行い、子供のよりよい成長を支えます。

指標（めざす姿・数値目標）

1 保育者の資質及び専門性の向上			
幼稚園・保育所・認定こども園関係職員合同研修受講者による研修内容の評価 （5段階評価平均値）	4.6 （2022年度）	➡	4.5 以上 を維持 （2027年度）
教育要領等に沿った教育・保育内容の充実	本県がめざす幼児教育や子供像を育む保育を 実践する人材が育っている。 【園・所訪問等を通して】		
カリキュラム・マネジメント等の実施状況	各園・所において、カリキュラム・マネジメ ント等と関連付け学校評価等を実施してい る。 【園・所訪問等を通して】		
2 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携・円滑な接続の推進			
幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の 連携・接続の状況における <u>ステップ3</u> 段階 以上の市町村の割合 *「ステップ3」P11参照	34% （2022年度）	➡	70% （2027年度）
3 特別な支援を必要とする子供の援助・支援の充実			
特別支援教育の充実の状況	各園・所の特別支援教育の体制が充実し、教 職員が特別支援教育の目的や意義について理 解し、一人一人に応じた指導が行われている。 【園・所訪問等を通して】		
4 家庭や地域社会との連携推進			
「家庭教育サポートブック」等の活用状況	各園・所において、保護者が家庭教育につい て学ぶ機会が充実している。 【園・所訪問等を通して】		

（8）推進計画の実施期間

2023年度～2027年度

※ただし、幼児教育をめぐる状況の変化等により、必要があればその都度見直しを行う。

第 2 章

和歌山県の幼児教育の現状、
課題とその対応

① 幼稚園・保育所・認定こども園の施設について

① 現状

○幼児教育施設の設置状況

(R4年度 和歌山県教育委員会調査)

公・私立 施設別 園・所数	施設数	小 計	合 計
公立 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)	37 (うち1園休園)	65 (うち6園休園)	275 (うち6園休園)
私立 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)	28 (うち5園休園)		
公立 保育所(保育所型認定こども園含む)	90	144	
私立 保育所(保育所型認定こども園含む)	54		
公立 幼保連携型認定こども園	6	50	
私立 幼保連携型認定こども園	44		
小規模・特例保育所	16	16	

幼児期の子供が通う施設は、多岐にわたっています。令和4年度、本県における幼稚園の総数は65園、保育所の総数は144園・所、幼保連携型認定こども園の総数は50園、小規模・特例保育所数は16園・所です。

幼稚園・保育所・認定こども園の設置状況については、保育所は全ての市町村に設置されていますが、幼稚園と保育所を共に設置しているのは17市町です。保育所のみ設置しているのは11町村です。

県内では、平成27年からスタートした「子ども・子育て支援新制度」以降、認定こども園へと移行する幼稚園や保育所が増加傾向にあり、認定こども園の数は、平成27年度21園から、令和元年度58園、令和2年度68園、令和3年度74園、令和4年度79園となっています。

○市町村における幼児教育施設の所管

幼稚園・保育所・認定こども園の所管部署は、市町村により異なります。公立幼稚園は教育委員会、保育所等は福祉部局といったように所管が分かれている市町村がある一方、公立幼稚園と保育所等を教育委員会または福祉部局のどちらか1部署が所管する市町村もあります。また、保育所のみ設置の市町村においても、福祉部局に限らず、教育委員会が所管する市町村もあります。近年、幼稚園・保育所・認定こども園の所管を一元化する市町村が増えつつあります。

② 遊びを通した総合的な指導について

① 現状

教育要領等では、幼児期の教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることから、保育者は、子供自らが安心して身近な環境に主体的に関わり、生活や遊びを通して総合的に保育をしながら、子供と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものと示されています。

各園・所を訪問する中では、環境等に気を配り、子供主体の保育が展開されている様子がある一方で、保育者主導の保育が展開される様子もまだまだ見受けられます。

改めて、一人一人の子供が保育者の援助のもとで主体性を発揮して活動できるよう努めなければならないこと、また、「幼児の主体性」と「保育者の意図」とを、バランスよく絡ませ、子供の立場に立った保育が展開されるよう環境構成を工夫することの重要性など、機会を捉えて伝えています。

② 課題とその対応

全ての園・所で、子供たちの活動を「学び」という視点から捉え、保育の質を高めることが大切であるため、幼児期の特性や幼児期にふさわしい指導内容や方法等、体系的な研修を重ねていきます。

また、園・所訪問において、遊びの中の学びについての理解が深まるよう、保育参観や協議を通して、場面を捉えた具体的な指導助言を行い、保育者同士の意見交換を促しながら、保育者の資質向上につながるよう取り組みます。

③ 幼小連携・接続について

(1) 市町村における幼小連携・接続について

①現状

令和4年度に県内の幼児教育施設及び小学校に、「幼小連携・接続に関する調査」を行ったところ、幼児教育関係者と小学校教員が集まり、幼小連携・接続会議を開いたり、幼小連携・接続推進のための研修会を行ったりするなど、各市町村において、幼小連携・接続推進のための取り組みが進められていることが分かりました。また、同調査から、各幼児教育施設及び小学校の幼小連携・接続の状況は、下図の結果となりました。

地域によって、園種や公・私立、園所数など、状況が様々であり、その取組には地域（小学校区）差があるものの、多くの幼児教育施設及び小学校では、子供同士や職員同士の交流などの連携は取り組まれていることが分かります。

一方、ステップ0と1の幼児教育施設及び小学校が27%あることから、幼小連携・接続の推進に向けた予定・計画の立案や、体制づくりに課題があることが分かってきました。また、ステップ2の幼児教育施設及び小学校が49%あることから、接続を見通した教育課程の編成・実施に課題があることがうかがえます。

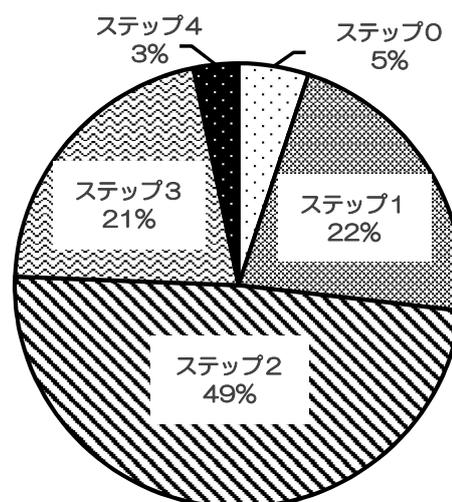


図 和歌山県の幼小連携・接続の状況
(令和4年度和歌山県教育委員会調査)

幼小連携・接続の段階とその状況

段階	市町村における幼児教育と小学校教育の連携・接続の状況
ステップ0	連携の予定・計画がまだ無い
ステップ1	連携・接続に着手したいが、まだ検討中である
ステップ2	年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない
ステップ3	授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている
ステップ4	接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている

②課題とその対応

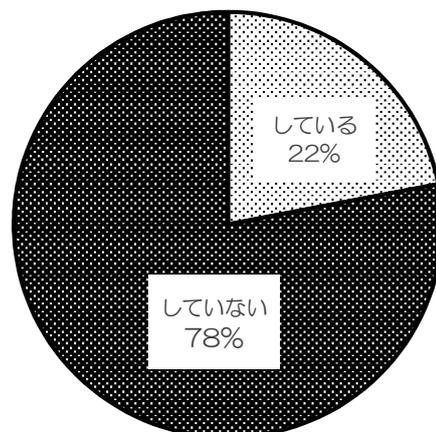
幼小連携・接続については、まず、その重要性と理解を図ること、そして、近隣の幼稚園・保育所・認定こども園と小学校がつながるよう、その仕組みをつくること、そのためには、行政からの働きかけと研修の充実が必要になります。県内全域で、同様の取組を行うことは困難ですが、各市町村や園・所及び小学校がそれぞれの地域で、できることから取り組めるよう、参考となる事例やカリキュラム編成に向けた手引きを示していきます。

(2) 架け橋期のカリキュラム1について

①現状

アプローチカリキュラム又はスタートカリキュラムを編成する際、幼児教育施設は小学校と、小学校は幼児教育施設と協働して作成しているかについて調査した結果は、右図のとおりで、ほとんどの幼児教育施設及び小学校において、それぞれが単独でカリキュラムを編成していることが分かりました。

「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（令和4年3月31日文科科学省）によると、幼児教育関係者と小学校教育関係者が協働し、共通の視点をもって教育課程や指導計画等を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとし、育成を目指す資質・能力を視野に入れながら策定できるよう工夫することが望ましいと示されています。



回答数=492園・所

図 カリキュラムを編成する際、協働して作成している施設・小学校の割合
（令和4年度和歌山県教育委員会調査）

②課題とその対応

架け橋期のカリキュラムの編成・実施については、互いにその必要性を感じつつも、幼児教育と小学校教育の接続に関する相互理解が難しく、育ちや学びがうまくつながっていない現状です。各園・所では、すでに、長期・短期の計画を作成していますが、小学校への接続を意識したものとなるよう、引き続き改善を図ること、また、小学校では、幼児教育関係者の意見を聞きながら、より実効性のあるカリキュラムを編成し、授業を展開することが必要です。そのためにも、幼児教育関係者と小学校関係者とがお互いのカリキュラムについて情報交換をすすめ、幼児教育関係者は今の学びがどのように育っていくのかを見通し、小学校関係者はこれまでの学びがどのように培われてきたのかを確認し、双方が発達の段階を踏まえ、接続を意識した教育・保育が展開されるよう、各幼児教育施設・小学校及び市町村への支援に取り組んでいきます。

¹ 架け橋期のカリキュラム・・・義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間を見通したカリキュラム

（３）就学にあたっての子供の育ちの引継ぎについて

① 現状

現在、幼稚園・保育所・認定こども園の各園・所から小学校に、就学前の一人一人の子供の情報の引継ぎとして、「幼稚園幼児指導要録」「保育所児童保育要録」「幼保連携型認定こども園園児指導要録」（以下、「要録」という。）が送付されています。また、近隣の幼稚園や保育所等と小学校で、口頭での引継ぎの機会を設け、子供の情報を共有している地域もあります。

子供の育ちの引継ぎについては、入学する子供が一人となる小学校とも連携し、入学後の指導にも十分配慮する必要があります。

② 課題とその対応

子供の育ちの引継ぎについては、今後、各園・所と小学校で情報共有し、子供の育ちがうまく引き継がれるよう、各市町村教育委員会及び保育所所管課等の協力を得て、幼児教育施設及び小学校に働きかけていくことが重要になります。

（４）特別な支援が必要な子供の教育・保育について

① 現状

幼稚園・保育所・認定こども園では、特別な支援が必要な子供一人一人について、家庭や医療、福祉等の関係機関と連携し、乳幼児期から長期的な視野に立って、それぞれの側面からの取組を示した「個別の教育支援計画」、また、一人一人の子供に応じた指導の目標や内容、指導方法を明確にしてきめ細やかに指導するための「個別の指導計画」の作成を進めています。幼稚園における特別な支援を必要とする子供への「つなぎ愛シート（個別の教育支援計画）」の作成率については、51.9%（2022年度）です。

② 課題とその対応

各園・所において、保護者と意思統一を図るとともに、関係機関と連携し「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成及びその活用を推進し、特別な支援が必要な子供について切れ目ない援助・支援につなげる必要があります。

④ 保育者の研修について

○県教育委員会が主催する研修について

① 現状

県教育委員会では、保育者の資質向上のため、今日的な課題をテーマとした研修や経験年数に応じた研修を実施しています。幼児期の教育・保育を担う施設は、多岐にわたりますが、保育者に対する研修は、幼稚園・保育所・認定こども園、公・私立に関わらず、誰もが参加できる体制にした合同研修を実施しています。園種や地域の枠組みを超えて情報共有を図り、交流を深める機会にもしています。

② 課題とその対応

過去の実績からも、合同研修は、受講者から高評価を得ていますが、よりニーズに応じた研修となるよう、体系的な研修を実施します。

また、本県では、園種や公・私立の枠組みを超えた研修を実施していますが、同じ幼児教育施設として、各市町村や地域でもその枠組みを超えて交流や研修の機会を設けるなど、幼児教育と小学校教育の縦の連携・接続だけでなく、幼稚園・保育所・認定こども園間の横の連携についても働きかけていく必要があります。